

医療費控除について、確定申告をしましょう！

- 1 皆様のご家庭で、平成30年中に支払った医療費が10万円を超える場合、「医療費控除」としてお住まいの税務署に申告すれば税金の還付が受けられます。

対象期間は、1月1日から12月31日までの1年間で、本人又は家族が病気やケガ、出産などで支払った医療費から、健康保険組合からの給付金（高額療養費や出産育児一時金等）や生命保険契約などから支払われた保険金を差引いた額が医療費控除の対象金額となり、10万円（所得の合計額が200万円までの人は所得の合計額の5%）を超えた金額が医療費控除額（最高200万円）として所得から差引かれます。

- (1) 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、様式に沿って作成した「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- (2) 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

- (3) 健康保険組合から交付を受けた「医療費通知」（原本）を添付すると、明細の記入を省略できます。

（当健康保険組合は、原則として平成30年1月診療分から平成30年11月診療分までの医療費を反映した医療費通知（年間医療費のお知らせ）を、平成31年2月15日付けで、事業主様宛に、一括して送付する予定です。なお、医療費通知に反映できない原則として平成30年12月診療分の医療費については、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付していただきます。）

- (4) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

- 2 平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が、1万2千円を超えて、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年の総所得金額等から超過分（上限8万8千円）を控除できる、セルフメディケーション税制（前記1の医療費控除の特例）が創設されました。

※ セルフメディケーションは、世界保健機構（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

- (1) 上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいいます。

①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診

- (2) 上記の「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）で、85成分、1,708品目（平成30年11月19日現在）が販売されています。

※ 対象となる医薬品の薬効の例は、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬ですが、この薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。

※ 対象となる医薬品には、パッケージに識別マーク（セルフメディケーション税控除対象）が記載されます。

(3) この特例の適用を受ける場合には、前記1の医療費控除の適用を受けることはできません。

(4) 確定申告の際に、税務署に領収書（原本提出）又は結果通知表（コピー提出可。診断結果部分は不要）を添付又は提示することが必要です。

3 確定申告の一般的な提出時期は、平成31年2月18日（月）から平成31年3月15日（金）までとなっています。詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせ願います。